

生活習慣病管理料について

● 生活習慣病管理料（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）

令和 6 年度の診療報酬が改定となり、高血圧症、脂質異常症及び糖尿病を主病として通院されている患者様は、6 月以降【特定疾患療養管理料】から【生活習慣管理料】に算定が切り替わります。

患者様には、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した『療養計画書』を患者様の同意のもと作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。『療養計画書』への患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

● 長期処方・リフィル処方

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28 日以上の長期処方を行うこと、リフィル処方の発行を行う場合がございます。

一部負担金がこれまでと変更になる場合がございますのでご了承ください。

徳山病院